

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

7月は「算定基礎届」の提出月です

「算定基礎届」は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届出をお願いします。

「算定基礎届」は届出用紙による提出のほか、電子媒体申請（CDやDVD等）や電子申請でも提出できます。なお、「算定基礎届」に関するご案内や届出用紙は、後日郵送します。

「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、**届出漏れがないようご注意ください。**

- 既に登録いただいている賞与支払予定月に支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」は提出が必要となりますので、ご注意ください。
- 年4回以上賞与を支払った場合は、『標準報酬月額（算定基礎届）』により提出いただくこととなりますので、「賞与支払届」の提出は不要です。
- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。
- 届書の裏面に記載されている【記入方法】または日本年金機構のホームページの【記入例】を確認のうえ、誤りがないよう記入をお願いします。

平成30年4月からの年金額の改定について

- 年金額は物価や賃金の変動に応じて改定を行う仕組みとなっています。
 - 平成30年4月分（6月15日支払分^{※1}）からの年金額は、法律の規定により、物価・賃金によるスライドは行われず、平成29年度から据え置き^{※2}となります。
 - 平成30年度はマクロ経済スライドによる調整は行われませんが、平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度以降に発生した未調整分は翌年度以降に繰り越されるよう、年金額改定ルールが見直されました。
- ※1 平成30年5月分以降の年金が全額支給停止となる方などについては、5月15日にお支払いします。
- ※2 ただし、直近の厚生年金被保険者期間を含めて、平成29年度の年金額が算出されていた方については、法律の規定により改定が行われる場合があります。

子ども・子育て拠出金率が改定されます

平成30年4月分（平成30年5月31日納期限）から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.9（0.29%）に改定されます。

※平成30年3月分（平成30年5月1日納期限）までの子ども・子育て拠出金率は1,000分の2.3（0.23%）です。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service

◆予約による年金相談を行っております

年金事務所では現在、「**年金相談の予約制**」を推進しております。この取り組みにより、お客様をお待たせすることなく年金相談を行うことができます。また、年金事務所は年金相談に来られる方の相談内容を事前に把握することにより必要な準備を行い、お客様に対してより丁寧な相談対応が可能となります。年金相談にお越しになれる方は、事前に年金事務所へお電話でご予約いただくことをお勧めいたします。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

■ 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15

■ 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒6月4日、11日、18日、25日

■ 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒6月9日

平成30年6月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**ねんきんダイヤル**」へ！！ **0570-05-1165**

ねんきんダイヤルに繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

・山口年金事務所(予約 ☎ 083-922-5660)

・下関年金事務所(予約 ☎ 083-222-5587)

◆出張相談所開設のご案内

日	時	会場	管轄年金事務所
6月21日(木)	10:00～16:00	菊川総合支所	下関年金事務所
6月28日(木)	10:00～16:00	豊北総合支所	
6月7日(木)	10:00～16:00	【予約制】平生町商工会	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
6月13日(水)	9:30～15:30	【予約制】光市役所	
6月27日(水)	9:30～15:30	【予約制】下松市役所	
6月13日(水)	9:30～15:30	【予約制】美祢市役所3階第1会議室	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
6月14日(木)	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
6月19日(火)	10:00～16:00	【予約制】周防大島町久賀総合センター	
6月28日(木)	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	
6月14日(木)	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
6月20日(水)	10:00～12:00	【予約制】萩市役所須佐総合事務所	
6月28日(木)	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。